

令和6年度福井県地域職業訓練実施計画

福 井 労 働 局
福 井 県
高 齢 ・ 障 害 ・ 求 職 者 雇 用 支 援 機 構 福 井 支 部

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）に基づき公共職業能力開発施設等で行われる離職者等に対する職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「支援法」という。）に基づき特定求職者に対して行われる職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）について、計画期間中の対象者数等を明確にし、計画的な公共職業訓練および求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、求職者等に対する職業訓練受講の機会を十分に確保し、職業の安定、労働者の地位向上等を図るものである。

また、本計画について、福井労働局、福井県、公共職業安定所および独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部が一体となって連携・調整を行い、効率的かつ効果的な職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定するものとする。

2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

令和5年度の福井県の労働市場の動向については、直近の12月末現在の就業地別求人倍率は1.94倍で、前年同月（令和4年12月末現在1.94倍）と同率、求人が求職を大幅に上回って推移しており、物価上昇等が雇用に与える影響に注意を要するものの、雇用失業情勢は改善している状況である。

他方、近年の社会環境は、デジタル技術の社会実装の進展が加速している。また、人生100年時代を迎え、働く人の職業人生が長期化、さらには少子化に伴う労働力確保の制約といった背景のもと、本県の経済の活力を維持していくためには、働く人一人ひとりの生産性の向上を図ることが重要である。

特に、広範かつ急速にデジタル技術の活用が進む中、今後、労働者に求められる職業能力の変化が想定されることから、IT・デジタル分野に対応できる人材を育成するなど、産業界や地域のニーズに合った公的職業訓練の実施に取り組んでいく必要がある。

さらに、オンラインによる訓練については、同時双方向型によるオンラインによる訓練（以下「オンライン訓練」という。）の実施が可能となっており、実施状況や訓練効果等を踏まえながら、福井県においても引き続きこれらの訓練の実施を推進していくこととする。

また、出産等でキャリアを中断した女性、高齢者、非正規雇用労働者、就職氷河期世代、若者、定住外国人および障がい者等、多様な人材の活躍を推進するため、公的職業訓練によって一人ひとりの能力の底上げを図っていく必要がある。

（２）令和５年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和５年度の職業訓練の受講者数は、次のとおりである。

- ・ 公共職業訓練 2,089人（令和５年１２月末現在）
（離職者訓練 627人、在職者訓練 1,427人、学卒者訓練 35人）
- ・ 求職者支援訓練 218人（令和５年１２月末現在）

令和５年度の職業訓練の就職率は、次のとおりである。

・ 公共職業訓練（離職者訓練）	施設内訓練	県	—%
		機構	97.9%
	委託訓練		78.3%
・ 求職者支援訓練	基礎コース		60.0%
	実践コース		63.9%

注） 1 公共職業訓練の就職率は、令和５年７月末までに修了した訓練の訓練終了後３か月までの就職率である。

2 求職者支援訓練の基礎コースおよび実践コースの就職率は、令和５年７月末までに修了した訓練の訓練終了後３か月までの雇用保険適用就職率である。

3 令和６年度における職業訓練の実施方針

福井県内における公的職業訓練を計画的かつ効果的に実施するため、一体的な計画のもとに取り組むとともに、それぞれの訓練は次の方針により実施する。

【離職者訓練】

人手不足となっている介護などの福祉の分野、デジタル人材の育成ならびに中小企業等地域のニーズを踏まえた訓練を実施するとともに、女性や高齢者を含めた中高年齢者の活躍促進のための訓練を実施する。社会人として円滑な職場環境構築に資するよう、コミュニケーション能力の向上等、基礎的な知識やスキル不足等を補う科目等の設定を行う。

【求職者支援訓練】

基礎能力を習得する訓練（基礎コース）および基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する訓練（実践コース）を実施する。

【在職者訓練】

公共職業能力開発施設における指導員の派遣、施設設備の開放等を実施するとともに、企業の人材育成支援の充実が求められていることから、施設内での能力開発セミナーや外部講師による訓練を実施する。

【学卒者訓練】

高等学校新規卒業者や若年無業者等を対象に地域のものづくり産業等で活躍できる訓練を実施する。

【障がい者訓練】

施設内におけるOA操作、物流管理といった能力の習得や企業の現場を活用した実践的な訓練を実施する。

さらに、地域の関係者が連携・協力を強化するための連絡・協議の場を設け、企業ニーズの把握に努め、職業訓練を効果的に実施する。

※令和6年度離職者向け公的職業訓練の分野別の計画【別添2】

4 令和6年度における公的職業訓練の対象者数等

(1) 離職者に対する公的職業訓練

ア 離職者に対する公共職業訓練

○施設内訓練に係る実施規模と分野

- ・令和6年度の福井県地域における施設内訓練は、15科について374人の訓練定員を確保する。
- ・県立産業技術専門学院においては、ものづくりの基本となる技能を習得するための訓練に加え、女性や中高年齢者を対象とした訓練を実施する(訓練期間2～6か月間)。
- ・高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部福井職業能力開発促進センターにおいては、地域の事業主団体、事業主等業界のニーズをもとに、主にもものづくりの分野であって委託訓練等民間では実施が難しい訓練を実施する(訓練期間:6～7か月間)。

令和6年度計画 定員374人

施設名	定員	訓練科		就職率目標
県産業技術専門学院	145人	9科		85%
福井	80人	5科	設備保全科 ビジネス実務科 シニアワーキング科 ワークサポート科 (精神障がい) 総合職業科	

	敦賀	65 人	4 科	設備保全科 ビジネス実務科 シニアワーキング科 総合職業 科	
	福井職業能力開発 促進センター	229 人	6 科	テクニカルオペレーション科 (CAD・NC 技術科) CAD ものづく りサポート科 生産管理技術科 (生産実務サポート科) テクニ カルオペレーション科 (短期 DS) (CAD・機械科 職場体験付き) ビル管理技術科 電気設備技術 科	85%
	合 計	374 人	15 科		

○委託訓練に係る実施規模と分野

- ・委託訓練は、訓練定員を 519 人(令和 5 年度から 16 人減)として実施する。
- ・求職者の就職を支援するため、雇用保険の受給者等を対象として、専修学校等の民間教育訓練機関等に委託して実施する。
- ・設定するコースは、人手不足が深刻な介護分野をはじめ、政府のデジタル田園都市国家構想*の実現に向けたデジタル人材育成の訓練、事務、サービス分野等の訓練を実施する。*2022 年度からの 5 年間で 230 万人育成を目標
- ・国家資格等高い知識および技能を習得し正社員就職を目指す、訓練期間が 2 年の訓練を実施する。
- ・女性の活躍推進として、託児サービス付き訓練や短時間訓練 (1 日 4 時間程度) を実施する。

令和 6 年度計画 定員 519 人

訓練コース	定員	訓練科 (案)
資格取得コース	14 人	
介護福祉士養成	5 人	介護福祉科
情報処理技術者養成	5 人	情報処理技術科
WEB プログラマー養成	4 人	WEB デザイン科
IT 分野	70 人	IT 人材養成科
営業・販売・事務分野	165 人	総合事務科、IT 初級科
医療事務分野	30 人	医療事務科
介護分野	95 人	介護実務者研修科、介護初任者研修科
旅行・観光分野	15 人	販売サービス科、観光おもてなし科
デザイン分野	85 人	WEB デザイン科
建設分野	4 人	鉄筋加工科、型枠加工科
その他	41 人	定住外国人、障がい者向けコース
合 計	519 人	

※就職率の目標 85%

イ 求職者支援訓練

① 実施規模および就職率に係る目標

- 令和5年度においては、非正規雇用労働者、自営廃業者等雇用保険の基本手当を受けることができない方に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たすことができるよう、270人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模は336人を上限とする。

※ 訓練認定規模×80%を訓練機会提供数と想定する。

- 求職者支援訓練修了者の雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%以上、実践コースで63%以上を目標とする。

② 訓練の内容

- 基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）と基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定し、求職者支援訓練全体に占める割合は、前年度までの実績を考慮し、基礎コース30%、実践コース70%程度とする。
- デジタル分野等の成長分野や人材確保がより困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向および求人ニーズならびに求職者ニーズを踏まえた訓練コースを設定する。
- 育児中の女性等で再就職を目指す方、特に出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、託児サービス付きで1日の訓練時間を短くした訓練コース（以下「リカレント教育訓練」という。）の設定を推進する。
- 就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている方や無業の方などへの支援として、実践的な技能等を習得のうえ就職に直結する資格等を取得できる短期間および短時間の訓練コース（以下「就職氷河期世代向けコース」）を設定する。
- 物価上昇が雇用に与える影響がある中、仕事と訓練の受講を両立しやすい環境整備を図り、今後のステップアップに結びつけられるよう支援するため、職業訓練コース設定について、訓練期間や訓練時間等の柔軟化を行う。
- 実践コースのうち、地域ニーズ枠については、リカレント教育訓練コースとする。
- 実践コースのうち、その他（成長分野等）のその他（上記以外）については、デジタル分野等の成長分野の設定を推進することとし、この分野以外でのコース設定については、福井県内の求人ニーズならびに求職者ニーズを十分に把握した上で可能とする。
- 訓練認定規模の割合は、次の表のとおりとする。

	県 下 全 域
基 礎 コ ー ス	100 人

実践コース	236人
介護系	24人
医療事務系	0人
デジタル系	60人
IT分野	30人
デザイン分野（Web系）	30人
地域ニーズ枠	25人
その他（成長分野等）	127人
合計	336人

上記のうち、新規参入枠は次のとおりとする。

	県下全域
基礎コース	30%以下
実践コース	30%以下

- ・認定申請が認定上限値を下回った場合の余剰人員は、同一認定単位期間の他の分野の認定への振替及び同一年度の次期以降の認定受付期間に繰り越す取扱いができることとする。
- ・認定単位期間については、福井県においては、四半期ごとに求職者支援訓練を認定することとする。
- ・認定単位期間ごとの具体的な定員および認定申請受付期間については、福井労働局のホームページおよび独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部のホームページで周知する。
- ・第4四半期までに繰り越した認定枠については、第4四半期において、基礎コースと実践コースとの間での振替および実践コースの他の分野への振替を可能とする。

③ 訓練受講者に対する就職支援等の充実

- ・求職者支援訓練の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・求職者支援訓練の受講者には、長期失業者、正社員経験が少ない者等が少ないことから、職業訓練により知識および技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けたきめ細かい支援も必要であることから、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を活かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- ・訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シ

ートを含む。)等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組むこととする。

ウ 職業訓練の効果的な実施のための取組

- ・企業ニーズの求める人材確保のため、令和6年度に開始する訓練からは訓練コースのレベルを差別化し、基礎的な内容を盛り込み実施する。

(2) 在職者に対する公共職業訓練等

- ・令和6年度においては、1,689人の訓練定員を確保する。
- ・県産業技術専門学院では、事業主と在職者のニーズを踏まえたレディメイド型コースを実施するとともに、地域における中小企業の個々のニーズに応じた指導員の派遣等のオーダーメイド型コースを実施する。
- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部福井職業能力開発促進センターでは、在職者に対する職務の高度化および多様化に対応した職業能力開発を推進するため、能力開発セミナー（ものづくり分野）および事業主が自ら実施する教育訓練に対する指導員の派遣、施設設備の開放等を積極的に実施する。また、県産業技術専門学院と同様に事業主からの要望に対応するオーダーメイドセミナーを実施する。

令和6年度計画 定員1,689人

施設名	定員	訓練科	
県産業技術専門学院	830人	49回	
福井学院	540人	24回	電気、保全、溶接、CAD等
敦賀学院	290人	25回	電気、保全、溶接、CAD等
福井職業能力開発促進センター	859人	96回	生産技術科、産業機械科、制御技術科、建築科、建築設備科、電気技術科、メカトロニクス技術科
合計	1,689人	145回	

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

- ・県産業技術専門学院において、普通職業訓練（普通課程および短期課程）を実施する。
- ・県産業技術専門学院では、本県のものづくり産業の将来を支える人材を養成するため、高等学校卒業生等の若年者を対象として、職業に必要な基礎的な技能および知識を習得させる1年間または2年間の職業訓練を実施する。
- ・適職判断（職場見学・職場実習）をしたのち専門訓練を選択できる職業訓練（総合職業科）を実施する。

自動車整備科 15人（15人）
 総合職業科 25人（25人） ※福井学院20人 敦賀学院5人

計 3科 40人(40人) ()内は年間延定員

(4) 障がい者等に対する公共職業訓練

- ・ 県産業技術専門学院において、精神障がい者を対象とした職業訓練を実施する。(ワークサポート科 5人×2回=定員10人)
- ・ 県産業技術専門学院に精神保健福祉士を配置し、安定して訓練が受講できるよう、施設内における精神障がい者訓練生の心のサポートを図る。

令和6年度計画 定員60人

訓練コース	訓練期間	定員
ワークサポート科	6か月×2回	10人
知識・技能習得訓練コース(委託)	3か月×2回	10人
実践能力習得訓練コース(委託)	2~3か月	20人
特別支援学校早期訓練コース(委託)	1~3か月	20人
合計		60人

※就職率の目標 85%

5 その他、職業能力の開発および向上の促進のための取組等

(1) 関係機関との連携

- ・ 福井労働局、福井県および独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部が一体的に公的職業訓練の調整を行うことで、適切な規模、分野および時期において職業訓練の機会および受講者を確保する。
- ・ 職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、県および国の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関、労使団体等の幅広い理解および協力が求められることから、令和6年度においても福井県地域職業能力開発促進協議会を開催し、地域の実情を踏まえた計画的で実効性のある職業訓練を推進していく。

(2) 中小企業等へのリスキリング支援の実施

福井県や県内市町が地域に必要な人材確保(中小企業、農林水産、介護等)のために下記の事業を実施する。

なお、地域リスキリング推進事業の一覧は、別途取りまとめることとする。

- ① 経営者等の意識改革、理解促進
- ② リスキリングの推進サポート等
- ③ 従業員(在職者)の理解促進・リスキリング支援